

○昭和六十一年郵政省告示第二百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を改正する件 新旧対照表 （傍線部は改正部分）

改 正 案				現 行			
一〜五（略）				一〜五（略）			
六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性				六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性			
1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備				1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備			
項 目		特 性		項 目		特 性	
		基地局	陸上移動局			基地局	陸上移動局
感 度		(略)		感 度		(略)	
度 択 選 効 実		(略)		度 択 選 効 実		(略)	
性 特 格 ン キ		(略)		性 特 格 ン キ		(略)	
接 隣		(略)		接 隣		(略)	
度 択 選 ル ネ ヤ		1 最大送信電力が三八デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャンネル		(略)		1 最大送信電力が三八デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基	

間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一〇・〇二二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一一・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(二)五二デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2 最大送信電力が二四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)を超え三八デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から

(土)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から

(土)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から

(土)一〇・〇二二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から

(土)一一・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅

地局にあつては希望波の周波数から(土)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から

(土)一一・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を

(二)五二デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2 最大送信電力が二四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)を超え三八デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から

(土)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)七・五

MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル

間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一一・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五

MHzの変調された妨害波を(二)四七デシベル(二ミリ

が五MHzの変調された妨害波を(二)四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から

(土)五・〇〇〇二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から

(土)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から

(土)一〇・〇二二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から

(土)一二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(二)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシ

ワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から

(土)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から

(土)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から

(土)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から

(土)一二・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を

(二)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、チャネ

<p>性 特 調 変 互 相</p> <p>1 最大送信電力が三八デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz及び（±）二</p>	<p>ベルとする。）以下のもの 基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇・〇一二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（二）二八デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
(略)	

<p>性 特 調 変 互 相</p> <p>1 最大送信電力が三八デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz及び（±）二</p>	<p>ル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（二）二八デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
(略)	

○MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が10MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（土）11.375MHz及び（土）11.5MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が15MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（土）14.75MHz及び（土）15MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が20MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（土）17.125MHz及び（土）17.5MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）52デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が5MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2 最大送信電力が24デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。）を超え38デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。）以下のもの

基準感度より6デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が5MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（土）10MHz及び（土）20MHz（複号同順とする。）離

○MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が10MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（土）11.5MHz及び（土）11.7MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が15MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（土）15MHz及び（土）15.5MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が20MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（土）17.5MHz及び（土）18.125MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）52デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が5MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2 最大送信電力が24デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。）を超え38デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。）以下のもの

基準感度より6デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が5MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（土）10MHz及び（土）20MHz（複号同順とする。）離

れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一二・三七五MHz及び(土)一二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一四・七五MHz及び(土)一二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一七・一五MHz及び(土)二七・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一〇MHz及び(土)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネ

れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一二・五MHz及び(土)一二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一五MHz及び(土)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一七・五MHz及び(土)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一〇MHz及び(土)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネ

ル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一二・三七五MHz及び(土)一二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一四・七五MHz及び(土)一五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一七・一三五MHz及び(土)一七・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの
基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一〇MHz及び(土)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一二・三七五MHz及

ル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一二・五MHz及び(土)一二・七五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一五MHz及び(土)一五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一七・五MHz及び(土)一八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの
基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一〇MHz及び(土)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一二・五MHz及び(土)

ひ(土)一二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一四・七五MHz及び(土)二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一七・二五MHz及び(土)二七・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)三六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

注1 一の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、一の搬送波を同時に受信している状態において、各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

2 一の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、一の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 一の搬送波が隣接しない場合

ア 一の搬送波の周波数が三・四MHz以上三・六MHz以下のもの
各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

イ アに掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 一の搬送波が隣接する場合

ア 一の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき
基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)一二・五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)及び(土)一七・五MHz以上離れた周波

一二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一五MHz及び(土)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一七・五MHz及び(土)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)三六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

注1 一の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、一の搬送波を同時に受信している状態において、各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

2 一の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、一の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 一の搬送波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 一の搬送波が隣接する場合

ア 一の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき
基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)一二・五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)及び(土)一七・五MHz以上離れた周波

数において(一)四四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)
(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同
時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から
(土)一五MHz離れた周波数において(二)五六デシベル(二ミリワッ
トを〇デシベルとする。)及び(土)二〇MHz以上離れた周波数におい
て(一)四四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同
順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加え
た場合においてスループットがその最大値の九五%以上

3 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に
受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

ア 一の搬送波の周波数が三・四GHz以上三・六GHz以下のもの

各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた
値を満たすこと。

イ アに掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から
(土)七・五MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力よ
り二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場
合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から
(土)一〇MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より
二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合
においてスループットがその最大値の九五%以上

4 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に
受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

ア 一の搬送波の周波数が三・四GHz以上三・六GHz以下のもの

各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた

数において(一)四四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)
(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同
時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から
(土)一五MHz離れた周波数において(二)五六デシベル(二ミリワッ
トを〇デシベルとする。)及び(土)二〇MHz以上離れた周波数におい
て(一)四四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同
順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加え
た場合においてスループットがその最大値の九五%以上

3 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に
受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から
(土)七・五MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力よ
り二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場
合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から
(土)一〇MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より
二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合
においてスループットがその最大値の九五%以上

4 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に
受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

値を満たすこと。

イ アに掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 一の搬送波が隣接する場合

ア 一の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)一二・五MHz及び(土)二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(二)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 一の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)一五MHz及び(土)三〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(二)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

2| 時分割複信方式を用いるものの受信設備

(1) 受信する周波数が三・四GHz以上三・六GHz以下のもの

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が基準感度(二)一〇〇・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(最大送信電力が二四デシベルを超え三八デシベル以下のものにあつては(二)九五・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとす	希望波の受信電力が基準感度(チャネル間隔が五MHzのものにあつては(二)九八・〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(チャネル間隔が一〇MHzのものにあつては(二)九五・〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(チャネル間隔が一五MHzのものにあつては(二)九三・二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとす

(2) 一の搬送波が隣接する場合

ア 一の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)一二・五MHz及び(土)二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(二)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 一の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)一五MHz及び(土)三〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(二)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

2| 時分割複信方式を用いるものの受信設備

実効選択度

プログラム特性

<p>る。) 最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては (一) 九二・五デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下基地局の欄において同じ。) の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>1 最大送信電力が三八デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) を超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から (土) 一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から (土) 二二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から (土) 一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から (土) 一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を (一) 四三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) で加えた場合において、スループットが</p>	<p>る。) チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては (一) 九二・〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) とする。以下陸上移動局の欄において同じ。) の場合において、スループットがその最大値の九五%以上 (注一)</p>	<p>1 チャンネル間隔が五MHzのもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から (土) 一〇MHz離れた周波数において (一) 五六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 及び (土) 一五MHz以上離れた周波数において (二) 四四デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) (複号同順とする。) であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上 (注二)</p> <p>2 チャンネル間隔が一〇MHzのもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から (土) 二二・五MHz離れた周波数において (一) 五六デシベル (一ミリワット</p>
---	--	--	---

その最大値の九五%以上

2) 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの
基準感度より六デシベル
高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(土)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(土)二二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から(土)一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(土)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3) 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシ

ベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(土)一七・五MHz以上離れた周波数において(二)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上(注2)

3) チヤネル間隔が一五MHzのもの
基準感度より七デシベル
高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)一五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(土)二〇MHz以上離れた周波数において(二)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上(注2)

4) チヤネル間隔が二〇MHzのもの
基準感度より九デシベル
高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)一七・五MHz

シベルとする。)以下のもの
基準感度より六デシベル
高い希望波に対し、チャネル
間隔が五MHzのものにあつて
は希望波の周波数から(土)
一〇MHz離れた周波数におい
て、チャネル間隔が一〇MHz
のものにあつては希望波の
周波数から(土)一二・五MHz
離れた周波数において、チャ
ネル間隔が一五MHzのものに
あつては希望波の周波数か
ら(土)一五MHz離れた周波
数において、チャネル間隔が
二〇MHzのものにあつては希
望波の周波数から(土)一
七・五MHz離れた周波数にお
いて、帯域幅が五MHzの変調
された妨害波を(二)三五デ
シベル(一ミリワットを〇デ
シベルとする。)で加えた場
合において、スループットが
その最大値の九五%以上

4) 最大送信電力が二〇デシ
ベル(一ミリワットを〇デシ
ベルとする。)以下のもの

基準感度より一四デシベ
ル高い希望波に対し、チャネ
ル間隔が五MHzのものにあつ
ては希望波の周波数から
(土)一〇MHz離れた周波数
において、チャネル間隔が一

離れた周波数において(二)
五六デシベル(一ミリワット
を〇デシベルとする。)及び
(土)二二・五MHz以上離れ
た周波数において(二)四四
デシベル(一ミリワットを〇
デシベルとする。)(複号同順
とする。)であつて帯域幅が
五MHzの変調された妨害波を
同時に加えた場合において、
それぞれスループットがそ
の最大値の九五%以上(注
2)

	<p>○MHzのものにあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から(±)一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)二七デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	
度 扱 選 ル ヤ チ 接 隣	<p>1 最大送信電力が三八デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)を超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(±)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(±)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から(±)一〇・〇</p>	<p>1 チャンネル間隔が五MHzのもの の 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上(注3)</p> <p>2 チャンネル間隔が一〇MHzのもの の 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波</p>

一二五 MHz 離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇 MHz のものにあつては希望波の周波数から(土) 一二・五〇二五 MHz 離れた周波数において、帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を(一) 五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2) 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの
基準感度より六デシベル

高い希望波に対し、チャンネル間隔が五 MHz のものにあつては希望波の周波数から(土) 五・〇〇二五 MHz 離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇 MHz のものにあつては希望波の周波数から(土) 七・五〇七五 MHz 離れた周波数において、チャンネル間隔が一五 MHz のものにあつては希望波の周波数から(土) 一〇・〇一二五 MHz 離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇 MHz のものにあつては希望波の周波数から(土) 一二・五

の周波数から(土) 七・五 MHz 離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注3)

3) チャンネル間隔が一五 MHz のもの
基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土) 一〇 MHz 離れた周波数において、基準感度より四二・五デシベル高い帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注3)

4) チャンネル間隔が二〇 MHz のもの
基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土) 一二・五 MHz 離れた周波数において、基準感度より三九・五デシベル高い帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注3)

〇二五 MHz 離れた周波数において、帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を (一) 四七デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) を超え二四デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下のもの

基準感度より六デシベル

高い希望波に対し、チャンネル間隔が五 MHz のものにあつては希望波の周波数から (土)

五・〇〇二五 MHz 離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇 MHz のものにあつては希望波の周波数から (土) 七・

五〇七五 MHz 離れた周波数において、チャンネル間隔が一五 MHz のものにあつては希望波

の周波数から (土) 一〇・〇

一二五 MHz 離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇 MHz のものにあつては希望波

の周波数から (土) 一二・五

〇二五 MHz 離れた周波数において、帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を (一) 四四デシベル (一ミリワットを〇デシ

互相	<p>1 最大送信電力が三八デシベル（二ミリワットを〇デシ</p>	<p>1 1 チャンネル間隔が五MHzのもの</p>
	<p>4 最大送信電力が二〇デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの 基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から（土）五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から（土）七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から（土）一〇・〇一二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から（土）一二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（二）二八デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	

変調特性

ベルとする。) を超えるもの
 基準感度より六デシベル
 高い希望波に対し、チャンネル
 間隔が五MHzのものにあつて
 は希望波の周波数から(土)
 一〇MHz及び(土)二〇MHz(複
 号同順とする。) 離れた周波
 数において、チャンネル間隔が
 一〇MHzのものにあつては希
 望波の周波数から(土) 一
 二・三七五MHz及び(土) 二
 二・五MHz(複号同順とする。) 離
 れた周波数において、チャ
 ネル間隔が一五MHzのものに
 あつては希望波の周波数が
 ら(土) 一四・七五MHz及び
 (土) 二五MHz(複号同順と
 する。) 離れた周波数におい
 て、チャンネル間隔が二〇MHz
 のものにあつては希望波の
 周波数から(土) 一七・二
 五MHz及び(土) 二七・五MHz(複
 号同順とする。) 離れた周波
 数において、それぞれ(一)
 五デシベル(一ミリワット
 を〇デシベルとする。) の変
 調のない妨害波及び帯域幅
 が五MHzの変調された妨害波
 を同時に加えた場合におい
 て、スループットがその最大
 値の九五%以上

2) 最大送信電力が二四デシ

基準感度より六デシベル
 高い希望波に対し、希望波の
 周波数から(土) 一〇MHz及
 び(土) 二〇MHz(複号同順
 とする。) 離れた周波数にお
 いて(一) 四六デシベル(一
 ミリワットを〇デシベルと
 する。) の変調のない妨害波
 及び帯域幅が五MHzの変調さ
 れた妨害波を同時に加えた
 場合において、スループット
 がその最大値の九五%以上
 (注4)

2) チャンネル間隔が一〇MHzの
 もの
 基準感度より六デシベル
 高い希望波に対し、希望波の
 周波数から(土) 二二・五MHz
 及び(土) 二五MHz(複号同
 順とする。) 離れた周波数に
 おいて(一) 四六デシベル(一
 ミリワットを〇デシベルと
 する。) の変調のない妨害波
 及び帯域幅が五MHzの変調さ
 れた妨害波を同時に加えた
 場合において、スループット
 がその最大値の九五%以上
 (注4)

3) チャンネル間隔が一五MHzの
 もの
 基準感度より七デシベル
 高い希望波に対し、希望波の

ベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(±)二・三七五MHz及び(±)二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から(±)一四・七五MHz及び(±)二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(二)四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合におい

周波数から(±)一五MHz及び(±)三〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において(二)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上
(注4)

4) チャンネル間隔が二〇MHzのもの
基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)三五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において(二)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上
(注4)

で、スルーゲットがその最大
値の九五%以上

3) 最大送信電力が二〇デシ

ベル(一ミリワットを〇デシ
ベルとする。)を超え二四デ
シベル(一ミリワットを〇デ
シベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル

高い希望波に対し、チャネル
間隔が五MHzのものにあつて
は希望波の周波数から(±)

一〇MHz及び(±)二〇MHz(複
号同順とする。)離れた周波

数において、チャネル間隔が
一〇MHzのものにあつては希

望波の周波数から(±)一
二・三七五MHz及び(±)二

二・五MHz(複号同順とする。)
離れた周波数において、チャ

ネル間隔が一五MHzのものに
あつては希望波の周波数が

ら(±)一四・七五MHz及び
(±)二五MHz(複号同順と

する。)離れた周波数におい
て、チャネル間隔が二〇MHz

のものにあつては希望波の
周波数から(±)一七・二

五MHz及び(±)二七・五MHz(複
号同順とする。)離れた周波

数において、それぞれ(二)
四四デシベル(一ミリワット

を〇デシベルとする。)の変

調のない妨害波及び帯域幅が5MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

- 4) 最大送信電力が10デシベル(1ミリワットを0デシベルとする)以下のもの
基準感度より14デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が5MHzのものにあつては希望波の周波数から(±)10MHz及び(±)20MHz(複号同順とする)離れた周波数において、チャンネル間隔が10MHzのものにあつては希望波の周波数から(±)12.375MHz及び(±)13.5MHz(複号同順とする)離れた周波数において、チャンネル間隔が15MHzのものにあつては希望波の周波数から(±)14.75MHz及び(±)15MHz(複号同順とする)離れた周波数において、チャンネル間隔が20MHzのものにあつては希望波の周波数から(±)17.25MHz及び(±)17.5MHz(複号同順とする)離れた周波数において、それぞれ(±)36デシベル(1

	ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上	
--	--	--

注1 一の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、一の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

- (1) 一の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下の場合
各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。
- (2) 一の搬送波の周波数が設備規則第四十九条の六の九に規定される基地局の周波数であつて二一七〇MHz以下の場合
各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもの以外
各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

2 一の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、一の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

- (1) 一の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下で一の搬送波が隣接する場合
 - ア 一の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき
基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)一一・五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)及び(土)一七・五MHz以上離れた周波数において(二)四四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上
 - イ 一の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき
基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)一五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(二ミリワット

トを〇デシベルとする。)及び(土)二〇MHz以上離れた周波数において(二)四四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

ウ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一五MHzの組合せ又は一〇MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)一七・五MHz離れた周波数において(二)五六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)及び(土)二二・五MHz以上離れた周波数において(二)四四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

エ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと二〇MHzの組合せ又は一〇MHzと一五MHzの組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)二〇MHz離れた周波数において(二)五六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)及び(土)二五MHz以上離れた周波数において(二)四四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

オ 二の搬送波のチャネル間隔が一〇MHzと二〇MHzの組合せ又は一五MHzと一五MHzの組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)二二・五MHz離れた周波数において(二)五六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)及び(土)二七・五MHz以上離れた周波数において(二)四四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

カ 二の搬送波のチャネル間隔が一五MHzと二〇MHzの組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)二五MHz離れた周波数において(二)五六デシベル(二ミリワット

トを〇デシベルとする。)及び(土)三〇MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

キ 二の搬送波のチャンネル間隔が二〇MHzと二〇MHzの組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)二七・五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)及び(土)三二・五MHz以上離れた周波数において(二)四四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

(2) 二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下で二の搬送波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(3) (1)及び(2)に掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

3 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下で二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)七・五MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)一〇MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合

においてスループットがその最大値の九五%以上

ウ 二の搬送波のチャネル間隔が五 MHz と一五 MHz の組合せ又は一〇 MHz と一〇 MHz の組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土) 一二・五 MHz 離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二五・五デシベル高い帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

エ 二の搬送波のチャネル間隔が五 MHz と二〇 MHz の組合せ又は一〇 MHz と一五 MHz の組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土) 一五 MHz 離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

オ 二の搬送波のチャネル間隔が一〇 MHz と二〇 MHz の組合せ又は一五 MHz と一五 MHz の組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土) 一七・五 MHz 離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

カ 二の搬送波のチャネル間隔が一五 MHz と二〇 MHz の組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土) 二〇 MHz 離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

キ 二の搬送波のチャネル間隔が二〇 MHz と二〇 MHz の組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土) 二二・五 MHz 離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

(2) 二の搬送波の周波数がともに三・四 GHz 以上三・六 GHz 以下で二の搬送

波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(3) (1)及び(2)に掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

4 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波の周波数がともに三・四 MHz 以上三・六 MHz 以下で二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャネル間隔が五 MHz と五 MHz の組合せのとき

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土) 一一・五 MHz 及び(土) 二五 MHz (複号同順とする。) 離れた周波数において、それぞれ(二) 四六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。) の変調のない妨害波及び帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五 MHz と一〇 MHz の組合せのとき

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土) 一五 MHz 及び(土) 三〇 MHz (複号同順とする。) 離れた周波数において、それぞれ(二) 四六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。) の変調のない妨害波及び帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

ウ 二の搬送波のチャネル間隔が五 MHz と一五 MHz の組合せ又は一〇 MHz と一〇 MHz の組合せのとき

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土) 一七・五 MHz 及び(土) 三五 MHz (複号同順とする。) 離れた周波数において、それぞれ(二) 四六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。) の変調のない妨害波及び帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

エ 二の搬送波のチャンネル間隔が五 MHz と二〇 MHz の組合せ又は一〇 MHz と一五 MHz の組合せのとき

基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)二〇 MHz 及び(土)四〇 MHz (複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(二)四六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

オ 二の搬送波のチャンネル間隔が一〇 MHz と二〇 MHz の組合せ又は一五 MHz と一五 MHz の組合せのとき

基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)二二・五 MHz 及び(土)四五 MHz (複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(二)四六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

上

カ 二の搬送波のチャンネル間隔が一五 MHz と二〇 MHz の組合せのとき

基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)二五 MHz 及び(土)五〇 MHz (複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(二)四六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

キ 二の搬送波のチャンネル間隔が二〇 MHz と二〇 MHz の組合せのとき

基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)二七・五 MHz 及び(土)五五 MHz (複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(二)四六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

上

(2) 二の搬送波の周波数がともに三・四 GHz 以上三・六 GHz 以下で二の搬送波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(3) (1)及び(2)に掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

(2) (1)に掲げるもの以外

項目	特 性	
	基地局	陸上移動局
感 度	希望波(符号化率が三分の一であつて四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が基準感度(任意の四・五MHzの帯域幅における平均電力が(一)一〇〇・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)とする。以下基地局の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上	希望波の受信電力が基準感度(チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては任意の四・五MHzの帯域幅における平均電力が(一)九九・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては任意の九MHzの帯域幅における平均電力が(一)九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては任意の一三・五MHzの帯域幅における平均電力が(一)九四・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)とする。以下陸上移動局の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上
度 選 効 実	基準感度より六デシベル高い希望波に対し、(一)一五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波を加えた場合において、ス	チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より六デシベル、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より七デ

項目	特 性	
	基地局	陸上移動局
感 度	希望波(符号化率が三分の一であつて四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が基準感度(任意の四・五MHzの帯域幅における平均電力が(一)一〇〇・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)とする。以下基地局の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上	希望波の受信電力が基準感度(チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては任意の四・五MHzの帯域幅における平均電力が(一)九九・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては任意の九MHzの帯域幅における平均電力が(一)九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては任意の一三・五MHzの帯域幅における平均電力が(一)九四・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)とする。以下陸上移動局の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上
度 選 効 実	基準感度より六デシベル高い希望波に対し、(一)一五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波を加えた場合において、ス	チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より六デシベル、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より七デ

特 調 変 相	度 択 選 ル ネ ヤ チ 接 隣	ループットがその最大値の九五%以上	シベル高い希望波に対し、(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上
	相 変 調	基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一〇MHz及び(土)二〇MHz(複号同順と	チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より六デシベル、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より七デ

特 調 変 相	度 択 選 ル ネ ヤ チ 接 隣	ループットがその最大値の九五%以上	シベル高い希望波に対し、(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上
	相 変 調	基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一〇MHz及び(土)二〇MHz(複号同順と	チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より六デシベル、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より七デ

性	<p>する。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一一・五MHz及び(土)一二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一五MHz及び(土)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スルーバットがその最大値の九五%以上</p>	<p>シベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)一〇MHz及び(土)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)一一・五MHz及び(土)二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)一五MHz及び(土)三〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スルーバットがその最大値の九五%以上</p>
---	--	---

七 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信(設備規則第三条第四号の六に規定する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

性	<p>する。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一一・五MHz及び(土)一二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)一五MHz及び(土)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スルーバットがその最大値の九五%以上</p>	<p>シベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)一〇MHz及び(土)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)一一・五MHz及び(土)二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)一五MHz及び(土)三〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スルーバットがその最大値の九五%以上</p>
---	--	---

七 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信(設備規則第三条第四号の六に規定する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備

項目	特 性	
	基地局	陸上移動局
感 度	希望波(符号化率が三分の一であつて四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下	希望波の受信電力が基準感度(チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては(一)九五デシ

		<p>この表において同じ。)の受信電力が基準感度(一)一〇四・二デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)とする。以下基地局の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>この表において同じ。)の受信電力が基準感度(一)一〇四・二デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)とする。以下基地局の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
<p>実効選択度</p>	<p>プロセッサの特性</p>	<p>基準感度より三デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)七・五MHz離れた周波数において、任意の四・六一MHzの帯域幅における平均電力が(二)四三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)で帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、フレーム誤り率が1%以下</p>	<p>基準感度より三デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)一〇MHz及び(土)一五MHz(複号同順とする。)以上離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)一一・五MHz及び(土)一七・五MHz(複号同順とする。)以上離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)一七・五MHz及び(土)二三・五MHz(複号同順とする。)以上離れた周波数において、任意の四・六一MHzの帯域幅における平均電力がそれぞれ</p>

		<p>(一)五六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)及び (二)四四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)で帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、それぞれフレーム誤り率が一%以下</p>
<p>度 択 選 ル ネ ヤ チ 接 隣</p>	<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(土)二・五MHz離れた周波数において、任意の四・六一MHzの帯域幅における平均電力が(二)五三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)で帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)七・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)二二・五MHz離れた周波数において、任意の四・六一MHzの帯域幅における平均電力が(二)五二デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)で帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
<p>特 調 変 互 相</p>	<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(土)七・五MHz及び(土)一七・五MHz(複号</p>	<p>基準感度より三デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)一〇MHz及び(土)二〇MHz(複号同順とす</p>

11・21 (略)
八〇二二二 (略)

21・31 (略)
八〇二二二 (略)

性

同順とする。) 離れた周波数において、チャンネル間隔が 10MHz の基地局にあつては希望波の周波数から(土)七・五 MHz 及び(土)一七・七 MHz (複号同順とする。) 離れた周波数において、チャンネル間隔が 20MHz の基地局にあつては希望波の周波数から(土)七・五 MHz 及び(土)一七・九五 MHz (複号同順とする。) 離れた周波数において、それぞれ(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び任意の四・六一 MHz の帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合において、フレーム誤り率が一%以下

る。) 離れた周波数において、チャンネル間隔が 10MHz の陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)一二・五 MHz 及び(土)二五 MHz (複号同順とする。) 離れた周波数において、チャンネル間隔が 20MHz の陸上移動局にあつては希望波の周波数から(土)一七・五 MHz 及び(土)三五 MHz (複号同順とする。) 離れた周波数において、それぞれ(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び任意の四・六一 MHz の帯域幅における平均電力が(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合において、フレーム誤り率が一%以下